◎新潟県告示第1159号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第１項の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成25年10月４日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

事業所の名称	事業所の所在地	休止したサービスの種類	休止年月日
アースサポート長岡	長岡市山田三丁目３番19号	訪問介護	H25.10.1
アースサポート長岡	長岡市山田三丁目３番19号	介護予防訪問介護	H25.10.1